

商品先物取引の契約締結前交付書面 新旧対照表 (2024年8月20日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>P5 商品先物取引の仕組みについて</p> <p>1. 商品先物取引の仕組みについて</p> <p>商品先物取引は、商品取引所が定める規則に従って行います。</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) 対象商品 この契約に基づく取引は、堂島取引所における商品先物取引です。取引対象の商品は、堂島取引所が業務規程等に定めた商品のうち、当社として取り扱う「金、銀及び白金（限日現金決済先物取引）」および「<u>堂島コメ平均（指数先物取引）</u>」となります。</p> <p>(2) 取引の期限 金、銀及び白金（限日現金決済先物取引）は、取引日の立会時間において成立し、又は取引日の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより消滅する取引です。 <u>堂島コメ平均（米穀指数）は、取引期限のある取引です。取引期限は、毎奇数月の最初の営業日</u> <u>を新発会日とし、新発会日の属する月から起算して12カ月以内の各偶数限月になります。</u> <u>最終決済日は当月限の最終営業日とします。当月限取引最終日は当月限の最終営業日の前営業日とします。この日で、立会（及び立会外取引）が終了となります。</u> <u>当月限取引最終日において当月限に残存する建玉は、最終決済日において転売又は買戻しにより取引を結了します。</u></p> <p>(3) 制限値幅 商品先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。</p> <p>a. 金及び白金（略） b. 銀（略）</p> <p>c. <u>堂島コメ平均（米穀指数）</u> <u>ア. 一番限を除く各限月の制限数値・制限数値幅</u> (1) <u>通常の制限数値幅</u> <u>二番限から六番限までの各限月に係る通常の制限数値幅は、前営業日における各限月の帳入数値に2パーセントを乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）とします。</u> (2) <u>制限数値幅の拡大・縮小</u> ① <u>一の営業日において、二番限から六番限までの各限月のうち2以上の限月の帳入数値が制限数値に達した場合は、当該営業日の二番限から六番限までの各限月の帳入数値に2.5パーセ</u></p>	<p>商品先物取引の仕組みについて</p> <p>1. 商品先物取引の仕組みについて</p> <p>商品先物取引は、商品取引所が定める規則に従って行います。</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) 対象商品 この契約に基づく取引は、堂島取引所における商品先物取引です。取引対象の商品は、堂島取引所が業務規程等に定めた商品のうち、当社として取り扱う「金、銀及び白金（限日現金決済先物取引）」となります。</p> <p>(2) 取引の期限 金、銀及び白金（限日現金決済先物取引）は、取引日の立会時間において成立し、又は取引日の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより消滅する取引です。</p> <p style="text-align: right;">（追加）</p> <p>(3) 制限値幅 商品先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。</p> <p>a. 金及び白金（略） b. 銀（略）</p> <p style="text-align: right;">（追加）</p>

ントを乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）を、翌営業日における各限月の制限数値幅とします。

② 上記①の制限数値幅が適用されている営業日において、再び二番限から六番限までの各限月のうち2以上の限月の帳入数値が制限数値に達した場合は、当該営業日の、二番限から六番限までの各限月の帳入数値に3パーセントを乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）を、翌営業日における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用し、以降、一の営業日において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値について制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となるまで同様とします。

③ 上記②の制限数値幅が適用されている営業日において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値について制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となった場合は、上記①に規定する割合を乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）を、翌営業日における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用します。

④ 上記①又は③の制限数値幅が適用されている営業日において、二番限から六番限までの各限月うち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となった場合は、上記①の値を、翌営業日における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅として適用します。

1. 一番限に係る制限数値幅

当月限取引最終日の属する月の前月1日以降の一番限の制限数値幅は、前営業日の帳入数値に、4パーセントを乗じて得た値（当該値に1の位以下の値があるときは、当該1の位を四捨五入する。）とします。

P10

当社の概要

(略)

資本金 54,323,146,301 円 (2024年3月31日現在)

(2024年8月)

【別表1】

(1) 商品先物取引の種類

種類	取引対象	取引単位	呼び値の最小変動幅
堂島コメ平均(米穀指数先物取引)	平均米価の将来における数値(三価格)	1枚(3トン) ※約定数値に50を乗じた値	10円(1取引単位あたり500円)

(2) 金、銀及び白金(限日現金決済先物取引)の理論現物価格

当社の概要

(略)

資本金 54,323,146,301 円 (2023年9月29日現在)

(2023年11月)

【別表1】

(1) 商品先物取引の種類

種類	取引対象	取引単位	呼び値の最小変動幅
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

(2) 理論現物価格

<p>a. 次の(a)又は(b)の定めるところにより算出した価格 (略)</p> <p>(3) 堂島コメ平均(米穀指数)の平均米価 農林水産省が毎月公表する「米の相対取引価格・数量」における全銘柄についての出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用米の相対取引契約の価格(運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格)を、前年産検査数量で加重平均した値を基に、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構が毎月公表する「DI調査(米取引関係者の判断に関する資料)」から推計して算出した数値(1円の位を四捨五入する。)をいいます。</p> <p>【別表2】 商品先物取引の取引委託手数料について</p> <p>当社の商品先物取引に係る取引委託手数料及びその徴収方法は次のとおりです。取引委託手数料等は当社判断により変更することがあります。</p> <p>■取引委託手数料 インターネット取引</p> <table border="1" data-bbox="167 846 778 945"> <tr> <td>堂島コメ平均 (指数先物取引)</td> <td>片道1枚につき330円 (税込)</td> </tr> </table> <p>(2024年8月)</p>	堂島コメ平均 (指数先物取引)	片道1枚につき330円 (税込)	<p>a. 次の(a)又は(b)の定めるところにより算出した価格 (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2023年11月)</p>
堂島コメ平均 (指数先物取引)	片道1枚につき330円 (税込)		

以上